

基勤発第0401002号
平成18年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局勤労者生活部長
(公印省略)

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行に当たって
留意すべき事項について

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行については、平成18年4月1日付け基発第0401006号「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行について」(以下「通達」という。)により通達されたところであるが、その運用に当たっては、通達に定めるもののほか、下記の事項に留意の上、業務の円滑な運営を期されたい。

記

- 1 労働時間等設定改善委員会の要件等(通達記の4の(3)関係)
 - (1) 労働時間等設定改善委員会の運営規程には、少なくとも、委員の任期、委員会の招集、定足数及び議事について定めることが必要とされているが、運営規程は、労働時間等設定改善委員会の同意を得た上で、事業主が定めることとされているものであること(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則(平成4年労働省令第26号)第3条参照)。
 - (2) 労働基準法の適用の特例の対象となる労働時間等設定改善委員会の決議には、それぞれの決議の内容に応じ、労働基準法第32条の2、第32条の3、第32条の4、第32条の5、第34条、第36条、第38条の2、第38条の3又は第39条に基づく協定において定めることとされている事項等を含んでいることが必要であること。また、当該決議には委員の5分の4以上の多数による議決が必要であること。
 - (3) 委員会の運営規程の例は別紙1のとおりであり、委員会による決議の例は別紙2のとおりであるので、参考にすること。
- 2 労働時間等設定改善実施計画の承認
 - (1) 同一の業種の判断(通達記の5の(2)関係)

労働時間等設定改善実施計画(以下「実施計画」という。)の承認に当たっては、承認申請書に記載された事業主の3分の2程度以上が同一の業種に属するものであれば、原則として、同一の業種として取り扱って差し支えないこと。

(2) 承認要件の確認

イ 実施計画の目標（通達記の5の（3）のイの（イ）及び（ロ）関係）

承認申請書の記載に関しては、次の（イ）、（ロ）及び（ハ）に留意すること。

（イ）労働時間等の現状

承認申請書に記入されることとされている「申請事業主の事業場の労働時間等の現状」は、「労働時間等設定改善促進措置の実施により達成しようとする目標」が、通達記の5の（2）のハの（ロ）のaの場合には、基本的に、同申請書の「労働時間等設定改善促進措置の実施により達成しようとする目標」の水準を判断することができる内容について申請時の状況を記入すれば足りること。また、「労働時間等設定改善促進措置の実施により達成しようとする目標」が、通達記の5の（2）のハの（ロ）のa以外のものである場合には、労働時間等設定改善促進措置の実施により、労働時間等の設定が労働者の健康と生活に資するものへ改善されると判断することができる内容について申請時の状況を記入すれば足りること。

労働時間等の現状の記入方法としては、①各申請事業主の個々の事業場における現状の記入、②各申請事業主単位の現状の記入、③週休二日制の態様別事業主数や年間総労働時間の階層別事業主数のように、態様又は階層別の事業主又は事業場の数の記入等が考えられる（別紙3参照）が、いずれの方法であっても、目標の水準等を判断するため、目標の内容に応じ、事業場全体又は目標に対応する事業場別の平均的水準も併せて記入させること。

また、個々の事業場の労働時間等の現状を記述することが困難な場合には、全申請事業主の事業場全体の平均的水準を推定して記入することで足りるが、安易にこの方法によることなく、十分現状を把握して記入するよう指導すること。

（ロ）目標の水準等

（イ）のとおり、「申請事業主の事業場の労働時間等の現状」の記入方法には様々なものが想定されるが、まず、目標が、通達記の5の（2）のハの（ロ）のaの場合には、目標の水準の判断に当たっては、事業場全体の平均又は申請事業主全体の労働時間等に関する数値の分布状況を勘案して平均的な水準にあると考えられる申請事業主について判断すれば足りること。ただし、現状に大きなばらつきがあるような場合には、複数の目標を並記することや段階的な目標を掲げることも可能であり、複数の目標が並記されている場合には、それぞれの目標に応じ、それぞれの目標に対応する事業場全体の平均又は平均的な申請事業主の労働時間の現状から、水準を判断する必要があること。

また、休日増を目標とする場合にあつては、通達記の5の（3）のイの（イ）のbの②に準じ、年間で52時間以上所定労働時間を短縮するという考えから、7日程度以上増加するものであれば、「相当程度以上」とであると判断するものとする。

なお、平均的水準から判断して適切な目標の水準であれば、申請事業主の事業場の中に既に目標を達成している事業場が存在していても差し支えないこと。

次に、目標が、通達記の5の（2）のハの（ロ）のa以外のものである場合には、その目標が、通達記の5の（2）のハの（ロ）のbからgまでのいずれかで

ある等、労働者の健康と生活に資すると認められるものであれば良く、具体的な目標を掲げることまでは必要でないものであるが、具体的な目標を掲げている方が望ましいこと。

例えば、

- ①健康上特に配慮を要する労働者について、所定労働時間を週5時間短縮する
 - ②育児を行う労働者について、総実労働時間を週10時間短縮する
- 等が考えられること。

(ハ) 労働時間等設定改善促進措置の実施時期

通達記の5の(3)のイの(イ)のcの「相当の期間内に達成が見込まれること」及び通達記の5の(3)のイの(ロ)のcの「相当の期間内に効果が出ると見込まれること」の「相当の期間」とは、通常2年程度とすること。ただし、実施計画の目標が高水準である等、計画達成に2年程度を越える期間が必要と見込まれる場合にあっては、2年程度を越える期間としても差し支えないが、そのような場合には、申請事業主の実情から判断して適切な実施期間を設定するよう指導するとともに、段階的な達成目標を具体的に示すよう指導すること。

ロ 下請事業主への配慮(通達記の5の(3)のイの(ハ)のc関係)

通達記の5の(3)のイの(ハ)のcの「下請事業主等の労働時間等に大きな影響を与える場合」における「下請事業主等の労働時間等への配慮」とは、実施計画の策定に当たり、計画に記載された措置の実施によって、少なくとも下請企業にしわ寄せがいかないよう必要な措置を取ることであり、具体的には、個々の下請事業主に対する長期的な発注計画の事前提示、短納期発注の是正等が考えられること。

ハ 実施計画に中小企業者を当事者とする取引関係に関する記述が含まれる場合の取扱(通達記の5の(3)のイ関係)

実施計画の労働時間等設定改善促進措置として、通達記の5の(2)のハの(二)の「取引先に対する発注方法等に関する要請」が定められ、その具体的内容として次のようなものが記載されている場合であって、実施計画の承認事業主又は要請を行う取引先に中小企業が含まれるときには、経済産業局長に協議を行うこととしたものであること。

- ・ 短納期発注の抑制の要請
- ・ 週末発注・週初納入、終業時間後発注・翌朝納入等、労働時間等の設定の改善を阻害する発注方式の抑制の要請
- ・ 計画的生産・発注平準化への協力要請
- ・ 発注計画の事前の情報提供の要請

ニ 企業内の労働時間等の設定の改善の実施体制の整備についての助言

企業内の労働時間等の設定の改善の実施体制の整備は事業主の努力義務であり、また、労働時間等設定改善促進措置の実現のためにも効果的なものであるので、これを当該措置の一環として定めない場合であっても、承認に当たっては、実施計画の実現に向けて、企業内の労働時間等の設定の改善の実施体制の整備にも取り組むことが望ましいことについて、適切な助言を行うこと。

ホ 実施計画承認申請書の記載例は別紙3のとおりであるので参考とすること。

(3) 審議会の意見聴取(通達記の5の(3)のニ関係)

地方労働審議会の意見聴取については、審議会に諮問を行い、答申を得ることにより行うこと。

(4) 労働者の意見聴取(通達記の5の(3)のホ関係)

イ 実施計画承認申請書への意見書の添付による場合

意見聴取については、実施計画の労働時間等設定改善促進措置を実施する事業場に、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者(以下この(4)において「関係労働組合又は関係労働者の代表者」という。)の意見書を実施計画承認申請書に添付することにより行うこと。

関係労働組合又は関係労働者の代表者は、通達記の5の(2)のニに示されたとおり、全事業場を通じて1名の者で足りるが、各事業場の関係労働組合又は関係労働者の代表者からの委任状を添付する等により、全事業場を通じた関係労働組合又は関係労働者の代表者としての意見であることが明らかにされていることが必要であること。

また、関係労働組合又は関係労働者の代表者は複数であっても差し支えないこと。ただし、この場合において、各事業場ごとに意見書が添付されている場合であっても、複数の事業場に係る意見書(全事業場を通じた意見の場合と同様に、当該複数の事業場を通じた関係労働組合又は関係労働者の代表者としての意見であることが明らかにされていることが必要であること。)とそれ以外の個別の事業場に係る意見書とが添付されていても差し支えないが、意見書が添付されていない事業場が存在しないように留意すること。

なお、関係労働組合又は関係労働者の代表者の意見書を実施計画承認申請書に添付する場合には、関係労働組合又は関係労働者の代表である旨及び代表する事業場の範囲の記載とともに、その者の署名又は記名押印がなされていることが必要であること。

ロ 公示により意見書の提出を求める場合

実施計画承認申請書へ意見書が添付されておらず、公示により意見書の提出を求める場合にあつては、別紙4の例により、都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより、関係労働組合又は関係労働者の代表者から意見書の提出を求めることにより行うものとする。この場合、公示期間は少なくとも1カ月以上とすること。

3 実施計画の変更の指示、取消(通達記の7関係)

通達記の7により実施計画の変更の指示又は取消を行う際には、事前に事業所管官庁と意見調整を行うこと。

4 実施計画の承認後の公正取引委員会との関係(通達記の8関係)

承認後に公正取引委員会から通知のある場合とは、具体的には、

- ① 労働時間等設定改善促進措置が労働時間等の設定の改善を目的とするものでないこと(すなわち独占禁止法に違反するような共同行為を行うことが目的であること)が明らかとなった場合
 - ② 需要者の利益を不当に害するおそれが生じた場合
 - ③ 当該実施計画に対する参加、脱退が不当に制限されている事実が明らかとなった場合
- 等が考えられること。

5 承認事業主への援助(通達記の9関係)

法第11条第1項に基づく援助については、都道府県労働局において、承認計画の的確な実施を確保するため、承認事業主に対し、必要な情報及び資料の提供、承認計画の実施に対する助言を行う者の派遣等その他必要な援助を行うこと。その際、新たに都道府県労働局に配置した労働時間設定改善コンサルタントを活用すること。

6 取引先事業主等への協力要請(通達記の10関係)

法第11条第2項に基づく取引先事業主等への協力要請は、具体的には、労働時間等設定改善促進措置に取引関係に関する措置が含まれている場合であって、承認事業主より取引先事業主等の協力が得られない旨の申出があったときに行うこととし、これ以外の場合で法に基づく協力要請を行う必要があるときには、厚生労働本省と協議の上行うこと。

なお、取引先事業主等への協力要請は、通達記の12により、事業所管大臣と密接な連携を取り、十分な調整を行った上で共同で行うこととされているので留意すること。

また、実施計画を承認した場合には、関係行政機関、関係団体等とも連携を取りつつ積極的にその周知を図り、実施計画の実施に向けての環境整備にも配慮すること。

7 法の周知

別途送付したパンフレットを活用する等により、事業主等に対し、労働時間等の設定の改善を進めるために企業内の体制整備を図るよう努める必要があること等、法の趣旨及び内容の積極的な周知を図ること。

〇〇社〇〇支店 労働時間等設定改善委員会運営規程

第1条 〇〇社〇〇支店労働時間等設定改善委員会(以下「委員会」という。)は、本支店における労働時間等の設定の改善を図るための措置その他労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に対して意見を述べることを目的とする。

第2条 委員会の委員は〇名とし、〇〇社〇〇支店長(以下「支店長」という。)が指名する。ただし、支店長は、委員の半数について、〇〇労働組合(以下「組合」という。)の推薦に基づいて指名しなければならないものとする。なお、組合の推薦に基づいて指名した委員が組合の推薦を取り消された場合には、支店長は、当該委員について、委員の指名を取り消すものとする。

2 委員に欠員を生じた場合には、支店長は、すみやかに委員を補充しなければならない。この場合において、組合の推薦に基づき指名された委員に欠員が生じた場合には、支店長は、組合の推薦に基づき新たに委員を指名するものとする。

3 委員会に委員長を置く。委員長は、委員がこれを選挙する。

第3条 委員会の委員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第2項により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が指名されるまで、その職務を行うものとする。

第4条 委員会は、委員長が委員に対して適当な方法で通知してこれを招集する。ただし、委員長が選任されるまでの間は、支店長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の〇分の〇以上が出席し、かつ、組合の推薦により指名された委員及び組合の推薦により指名された委員以外の委員がそれぞれ少なくとも〇人以上出席しなければ、開催することができない。

第5条 委員会は、次の事項について調査審議するものとする。

(1) 年間の総実労働時間の短縮に関すること。

(2) 所定外労働時間の目安に関すること。

(3) 年次有給休暇の計画的付与等年次有給休暇の取得の促進に関すること。

○ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づく決議に関すること。

○ 生産性向上のための対策に関すること。

○ その他労働時間等の設定の改善のための措置に関すること。

2 委員会の議事は、……………により決するものとする。ただし、前項に

規定する労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づく決議を行う場合には、当該決議に係る委員会への出席の有無を問わず、委員の5分の4以上の多数による議決が必要である。

- 3 第1項○に規定する決議には、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定により認められている労働基準法の適用の特例の対象となり得る事項を含んでいなければならないものとし、当該決議には、当該委員会の委員全員の5分の4以上の委員の署名又は記名押印を要するものとする。

第6条 委員会は、開催の都度議事録を作成するものとし、委員会に出席した委員○名(うち○名は組合の推薦に基づいて指名された委員とする。)が、署名又は記名押印を行うものとする。

第7条 委員会は、第5条第1項に規定する決議及び前条に規定する議事録を3年以上保存しなければならない。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について疑義が生じた場合には、委員会において協議して決するものとする。

(別紙2)

1 カ月単位の変形労働時間制に関する決議

〇〇社〇〇工場労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第32条の2第1項に定める1カ月単位の変形労働時間制に関し、次のとおり決議する。

- 1 1週間の所定労働時間については、1カ月単位の変形労働時間制（1カ月ごとに平均し1週間当たり40時間以内）によるものとする。
- 2 1日の所定労働時間は〇時間〇分とする。
- 3 始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。
始業時刻 午前〇時〇分
終業時刻 午後〇時〇分
休憩時間 〇時から〇時まで
- 4 各月の1カ月の起算日は、各月とも1日とし終了日は各月末日とする。また、1週間は毎週〇曜日から〇曜日までとする。
- 5 休日は次のとおりとする。
毎週〇曜日及び第〇並びに第〇〇曜日
- 6 第2項に定める所定労働時間を超えて労働させた場合又は前項の休日に労働された場合には、賃金規則第〇条又は第〇条に定めるところにより、割増賃金を支払うものとする。

(中略)

- 本決議に基づく1カ月単位の変形労働時間制は、平成〇年〇月〇日から実施するものとする。
- 本決議の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。
(以下略)

フレックスタイム制に関する決議

〇〇社〇〇支店労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第32条の3に定めるフレックスタイム制に関し、次のとおり決議する。

- 1 フレックスタイム制は、次に掲げる従業員に適用するものとする。
 - (1) 〇〇課に所属する従業員
 - (2) 〇〇課において〇〇の業務に従事する従業員
- 2 清算期間は、毎月〇日から〇日までとする。
- 3 一清算期間における総労働時間は〇時間〇分とする。
- 4 標準となる1日の労働時間は〇時間〇分とする。
- 5 コアタイム(従業員が勤務しなければならない時間帯)は〇時から〇時までとする。
- 6 始業時刻について従業員の自主的決定に委ねる時間帯は〇時から〇時まで、終業時刻について従業員の自主的決定に委ねる時間帯は〇時から〇時までとする。

(中略)

- 本決議に基づくフレックスタイム制は、平成〇年〇月〇日から実施するものとする。

年 月 日

〇〇社〇〇支店労働時間等設定改善委員会

委員の氏名

推薦に基づき指名された委員

その他の委員

○ ○ ○ ○印

○ ○ ○ ○印

○ ○ ○ ○印

○ ○ ○ ○印

○ ○ ○ ○印

○ ○ ○ ○印

1年単位の変形労働時間制に関する決議

〇〇社〇〇工場労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第32条の4第1項及び第2項に定める1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり決議する。

- 1 1週間の所定労働時間については、1年単位の変形労働時間制（1年を平均し1週間当たり40時間以内）によるものとする。
- 2 1日の所定労働時間は〇時間〇分とする。
- 3 始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。
始業時刻 午前〇時〇分
終業時刻 午後〇時〇分
休憩時間 〇時から〇時まで
- 4 1年の起算日は、〇月〇日とし終了日は〇月〇日とする。また、1週間は毎週〇曜日から〇曜日までとする。
- 5 休日は、国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）毎日曜日、指定する日、年末年始・夏期休日とし、1週間の所定労働時間が1年を平均して40時間以下となるように別途「年間カレンダー」で定める。
- 6 第2項に定める所定労働時間を超えて労働させた場合又は前項の休日に労働された場合には、賃金規則第〇条又は第〇条に定めるところにより、割増賃金を支払うものとする。

（中略）

- 本決議に基づく1年単位の変形労働時間制は、平成〇年〇月〇日から実施するものとする。
- 本決議の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。
（以下略）

1 週間単位の非定型的変形労働時間制に関する決議

〇〇ホテル労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第32条の5第1項に定める1週間単位の非定型的変形労働時間制に関し、次のとおり決議する。

- 1 1週間(〇曜日から〇曜日までの1週間をいう。以下同じ。)の所定労働時間は40時間とし、1日の所定労働時間は10時間を超えないものとする。
- 2 各従業員の1週間における各日の所定労働時間は第1項の範囲内で決定し、毎週〇曜日までに次の1週間分について各従業員に書面で通知するものとする。
なお、各日の所定労働時間について希望がある従業員は、毎週〇曜日までに会社に申し出るものとし、会社は当該希望を尊重して各日の所定労働時間を決定するものとする。
- 3 休日は週1回とし、前項の書面により従業員ごとに指定するものとする。
- 4 緊急やむを得ない場合は、前日までに書面で通知することにより、第2項の所定労働時間を変更し、又は前項の休日を振り替えることができる。この場合においても、所定労働時間は第1項の時間を超えないものとする。
- 5 従業員が、第2項から第4項までに基づき会社が通知した各日の所定労働時間を超え、又は休日に労働した場合には、賃金規則第〇条の定めるところにより割増賃金を支払うものとする。

(中略)

- 〇 本決議に基づく1週間単位の非定型的変形労働時間制は、平成〇年〇月〇日から実施するものとする。

(以下略)

一斉休憩の適用除外に関する決議

〇〇ホテル労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第34条第2項ただし書に定める一斉休憩の適用除外に関し、次のとおり決議する。

- 1 〇〇の業務に従事する社員については、班別交替で、休憩時間を与えるものとする。
- 2 各班の休憩時間は、次に定めるとおりとする。

第1班：〇時～〇時

第2班：〇時～〇時

第〇班：〇時～〇時

- 3 出張、外回り等による外勤のため、本人の班の時間帯に休憩時間を取得できない場合には、所属長が事前に指定して他の班の休憩時間の時間帯を適用する。

(中略)

- 〇 本決議に基づく一斉休憩の適用除外は、平成〇年〇月〇日から実施するものとする。

(以下略)

時間外労働又は休日労働に関する決議

〇〇社〇〇支店労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第32条に定める労働時間(1週〇〇時間、1日8時間)並びに同法第32条の2から第32条の4まで及び同法第32条の5に定める労働時間(変形労働時間制等の定めによる所定労働時間)を超えた労働時間で、かつ、1日8時間、1週〇〇時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び同法第35条に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり決議する。

- 1 〇〇社〇〇支店長(以下「支店長」という。)は、時間外労働又は休日労働を可能な限り行わせないように努める。
- 2 支店長は、就業規則第〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間		期間
			1日	1日を超える一定の期間(起算日)	

- 3 支店長は、就業規則第〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間

(中略)

年 月 日

〇〇社〇〇支店労働時間等設定改善委員会

委員の氏名

推薦に基づき指名された委員

その他の委員

○ ○ ○ ○印

○ ○ ○ ○印

○ ○ ○ ○印

○ ○ ○ ○印

○ ○ ○ ○印

○ ○ ○ ○印

事業場外労働のみなし労働時間制に関する決議

〇〇社〇〇工場労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第38条の2第2項に定める事業場外労働のみなし労働時間の決定に関し、次のとおり決議する。

なお、本決議の有効期間は、平成〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

1 従業員が、労働時間の全部又は一部について事業場外で次に掲げる業務に従事し、労働時間を算定し難い場合は、次に掲げる時間労働したものとみなすものとする。

(1) 営業(〇〇地区) ○時間

(2) 営業(〇〇地区) ○時間

(3) 営業(〇〇地区及び〇〇地区以外の地区) ○時間

○ 本決議の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。
(以下略)

専門業務型裁量労働制に関する決議

〇〇社〇〇工場労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第38条の3第1項に定める専門業務型裁量労働制に関し、次のとおり決議する。

なお、本決議の有効期間は、平成〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。

- 1 本工場〇〇課において、〇〇の業務に従事する従業員については、その業務の遂行の手段及び時間配分の決定をその者の裁量に委ね、会社は、これらについて具体的な指示はしないものとする。
 - 2 上記従業員が〇〇の業務に従事した場合には、1日〇時間労働したものとみなすものとする。
 - 3 第1項に定める従業員については、2カ月に1回、所属長が健康状態についてヒアリングを行い、必要に応じて特別健康診断の実施や特別休暇の付与を行うこととする。
 - 4 毎週金曜日12時から13時に総務部福利厚生室に裁量労働相談窓口を設け、裁量労働制の運用、評価制度及び賃金制度等の処遇制度全般の苦情を扱う。本人のプライバシーに配慮した上で、実態調査を行い、解決策を労使に報告する。
- 本決議の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。
(以下略)

年次有給休暇の計画的付与に関する決議

〇〇社〇〇工場労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第39条第5項に定める年次有給休暇の計画的付与に関し、次のとおり決議する。

- 1 従業員が有する本年度の年次有給休暇のうち〇日については、次の日に一斉に付与するものとする。

〇月〇日、〇月〇日……………及び〇月〇日

- 2 従業員の有する本年度の年次有給休暇の日数から5日を控除した残りの日数が〇日に満たない者については、その不足日数の限度で、第1項に掲げる日に特別休暇を与える。

(中略)

- 〇 本決議に基づく年次有給休暇の計画的付与は、平成〇年〇月〇日から実施するものとする。

(以下略)

様式第1号

労働時間等設定改善実施計画承認申請書

年 月 日

〇〇労働局長 殿

1 申請事業主

15社(別紙)で、下記を代表者とする。

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	代表者(職,氏名)	常用労働者数
印刷業	〇〇印刷(株)	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇 (000)000-0000	改善 太郎 印	225人

2 申請事業主の事業場の労働時間等の現状

年間平均総実労働時間 2,105時間(所定内:1,900時間 所定外205時間)

3 労働時間等設定改善促進措置の実施により達成しようとする目標

年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減に取り組み、年間平均総実労働時間を5%以上短縮する。

4 労働時間等設定改善促進措置を実施する事業場

事業の名称	事業場の名称	所在地(電話番号)
別紙名簿のとおり	-----	-----

5 労働時間等設定改善促進措置の内容

- (1) 労働時間等設定改善推進体制を強化するための委員会を設置する。
- (2) 県内外の企業における取り組み好事例の研究を行う。
- (3) 年次有給休暇の計画的付与制度、連続休暇制度の導入促進を行う。
- (4) 取引先企業に対し、発注方法等について協力方要請する。
- (5) 「ノー残業デー」の導入促進を行う。

6 労働時間等設定改善促進措置の実施時期

平成〇年〇月〇日までに、年間平均総実労働時間を1,999時間以下とする。

(連絡先)

〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇〇〇 〇〇県印刷工業組合
事務局長 労働 二郎 (000)000-0000

様式第1号

労働時間等設定改善実施計画承認申請書

年 月 日

〇〇労働局長 殿

1 申請事業主

〇〇社（別紙）で、下記を代表者とする。

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	代表者(職,氏名)	常用労働者 数
清掃業	〇〇清掃(株)	〇〇県〇〇市〇〇〇-〇 (000)000-0000	改善 次郎 印	55人

2 申請事業主の事業場の労働時間等の現状

健康上特に配慮を要する労働者について、労働者の健康回復のために必要な時間の確保を行っている事業場は、現在ない。

3 労働時間等設定改善促進措置の実施により達成しようとする目標

健康上特に配慮を要する労働者について、労働者の健康の回復のために必要な時間を確保するため、所定労働時間を週5時間短縮する。

4 労働時間等設定改善促進措置を実施する事業場

事業の名称	事業場の名称	所在地(電話番号)
別紙名簿のと おり	-----	-----

5 労働時間等設定改善促進措置の内容

- (1) 労働時間等設定改善推進体制を強化するための委員会を設置する。
- (2) 県内外の企業における取り組み好事例の研究を行う。
- (3) 病気休暇から復帰する労働者について、短時間勤務を導入する。
- (4) 所定外労働が多い労働者について、代休やまとまった休暇を付与する。

6 労働時間等設定改善促進措置の実施時期

平成〇年〇月〇日までに上記5の措置を実施する。

(連絡先)

〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇〇〇 〇〇県清掃業協同組合
事務局長 労働 三郎 (000)000-0000

(別紙4)

労働時間等設定改善実施計画に係る関係労働者の意見聴取に関する公示

平成○年○月○日○○○○他○事業主から承認申請のあった下記の労働時間等設定改善実施計画に関し、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第8条第5項の規定に基づき、関係労働者の意見を聴くので、当該労働時間等設定改善実施計画の労働時間等設定改善促進措置を実施する事業場の労働組合又は労働者の代表であって、意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を平成○年○月○日までに、本職あて提出されたい。

平成○年○月○日

○○労働局長 ○ ○ ○ ○

記

(労働時間等設定改善実施計画)